平成26年3月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年3月教育委員会定例会議

日 時 平成26年3月28日(金曜日)

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員(5名)

1番 委 員 長 佐々木 勝 男 君

2番 委員長職務代行 成澤明子君

3番 委 員 後藤眞琴君

4番 委 員 佐藤三昭君

5番 教 育 長 佐々木 賢 治 君

欠席委員

なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 大友義孝君

教育総務課学校教育専門指導員 三 浦 満 君

教育総務課課長補佐 寒河江 克 哉 君

近代文学館主幹 草 刈 明 美 君

傍聴者 2名

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 9号 平成26年第2回美里町議会定例会の報告

- 第 6 報告第10号 美里町子ども読書活動推進計画の改定について
- 第 7 報告第11号 美里町学校教育環境審議会からの答申について
- 第 8 報告第12号 平成25年度生徒指導に関する報告(2月分)
- 第 9 報告第13号 平成25年度学校教育力アップに関する報告(2月分)
- 第10 報告第14号 平成25年度学習の定着状況に関する報告
- 第11 報告第15号 区域外就学について
- 第12 報告第16号 指定校の変更について
- 審議事項
- 第13 議案第 4号 平成26年度学校給食について
- 第14 議案第 5号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則
- 協議事項
- 第15 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について
- その他
- 第16 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取扱いの(提言)について
- 第17 美里町教育委員会職員の人事異動について
- 第18 教育委員会制度の改革に関する与党合意について
- 第19 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する要請
- 第20 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める請願
- 第21 小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について
- 第22 平成26年4月美里町教育委員会定例会の開催について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 9号 平成26年第2回美里町議会定例会の報告
- 第 6 報告第10号 美里町子ども読書活動推進計画の改定について
- 第 7 報告第11号 美里町学校教育環境審議会からの答申について

- 第 8 報告第12号 平成25年度生徒指導に関する報告(2月分)【秘密会】
- 第 9 報告第13号 平成25年度学校教育力アップに関する報告(2月分)【秘密会】
- 第10 報告第14号 平成25年度学習の定着状況に関する報告【秘密会】
- 第11 報告第15号 区域外就学について【秘密会】
- 第12 報告第16号 指定校の変更について【秘密会】
- 審議事項
- 第13 議案第 4号 平成26年度学校給食について
- 第14 議案第 5号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則
- 協議事項
- 第15 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について
- その他
- 第16 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取扱いの(提言)について
- 第17 美里町教育委員会職員の人事異動について
- 第18 教育委員会制度の改革に関する与党合意について
- 第19 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する要請
- 第20 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める請願
- 第21 小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について
- 第22 平成26年4月美里町教育委員会定例会の開催について

○委員長(佐々木勝男君) 皆さんこんにちは。全委員の出席を確認しました。

それでは、平成26年3月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

本日の説明ということにつきましては、議題といいますか、図書館のほうから草刈主幹に出席をお願いしています。草刈主幹からは、日程第6の「読書活動推進計画の改定について」説明いただくことにしております。よろしくお願いします。

日程第1 会議録署名員の指名

○委員長(佐々木勝男君) 日程第1、会議録署名委員の指名ということで、今回は2番委員の 成澤委員、3番委員の後藤委員にお願い申し上げたいと思います。

日程第2 会議録の承認

- ○委員長(佐々木勝男君) 次に、日程第2、会議録の承認ということで、現在までのところで 事務局に修正とかの報告がございますか、お願いします。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、会議録の承認についてですが、皆様方に今回、 1月分、2月分の会議録をお目通しいただいているところでございます。いままでのところ、 1月分につきましては、御指摘はございませんでした。2月分につきまして、後藤委員より、 修正の御連絡がありました。修正というよりも、事務局のほうで打ち間違いがございましたので、そちらをお伝えしながら、皆様方の御承認をいただきたいと思います。

まず、修正箇所でございますが、2月定例教育委員会の9ページ目でございます。

後藤委員が自己紹介をなさっている部分がございますが、9ページの下から8行目でございます。「基礎学力がなければ自分の頭で考えることがいかないのではないかと」と記載されておりますが、これは「できないのではないか」の間違いであるということでしたので、そのように修正させていただきたいと思います。また、その2行下の部分でございます。「大学に入ってから7年過ぎに」と打っておりますが、これは単なる打ち間違いでございまして、「大学に入ってから70過ぎまでに」というふうに訂正させていただきたいと思っておりますので、御了解よろしくお願いしたいと思います。

その他につきましては、委員の皆様方から修正点の御指摘はございません。 以上でございます。 ○委員長(佐々木勝男君) ただいま事務局のほうからお話がございましたとおりでございますが、そのほか特に各委員の皆さんからはないですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木勝男君) それでは、ないということでございますので、会議録の承認という ふうになりましたので、よろしくお願いします。

日程第3 行事予定等の報告

○委員長(佐々木勝男君) 次に、報告事項ということで、報告事項は日程第3から日程第12までございますが、その中で、日程第8、日程第9、日程第10、日程第11、日程第12につきましては、個人情報を含む報告事項ですので、秘密会扱いということにさせていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木勝男君) では、日程第8から日程12までの報告内容につきましては、秘密会 扱いということになりますので、傍聴者がありましたらそのことをまた説明申し上げ、退席を お願いするということになると思いますので、お願いします。

それでは日程第3行事予定等の報告、事務局のほうから御説明お願いいたします。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、行事予定等の報告を行わせていただきます。 本日お配りの教育委員会行事予定表を見ていただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・4月1日 町職員辞令交付式、教育委員会職員全体会(教育委員も参加) スクールバス運転手研修会、課長会議
- ・4月3日 美里町転入教職員宣誓式、町内校長会※教育委員全員の出席依頼
- 4月4日 大崎地域広域行政事務組合教育委員会(成澤委員出席予定)
- ・4月8日 小・中学校、幼稚園始業式、中学校入学式
- ・4月9日 小学校入学式・4月10日 幼稚園入園式※教育委員の出席を依頼
- ・4月19日 国際交流ウィノナ訪町団記念植樹祭、歓迎パーティー ※19日から24日まで美里町に滞在する予定
- 4月22日 全国学力学習状況調査

- 5月9日 教委主催教職員歓送迎会
- ○委員長(佐々木勝男君) ただいま御説明いただいたとおりでございますが、お伺いしたいことございましたら、どうぞお願いいたします。なければ、次のところに移らせていただきますが、よろしいですか。(「はい」の声あり)

日程第4 教育長の報告

- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、日程第4、教育長の報告ということで、教育長からお願いいたします。
- ○教育長(佐々木賢治君) それでは、プリントに沿って御報告させていただきたいと思います。 〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕
 - 2月23日 山神社杯剣道大会
 - ※小学生の部で不動堂剣道クラブが連続優勝、中学生男子の部で不動堂中学校剣道部優勝
 - 2月25日 美里町学校教育環境審議会
 - ・3月4日~24日 美里町議会定例会
 - ・3月8日 中学校卒業式、・3月14日 幼稚園修了式・3月18日小学校卒業式
 - ・3月15日 美里町防災講演会、
 - · 4月1日 教育委員会職員全体会
 - ※新年度始まりをみんなで頑張りましょうの意味合いで開催する。委員にも極力都合をつけて出席いただければありがたい。内容は、委員長の挨拶と教育委員の紹介などを考えている。
 - ・美里町教育委員会職員の人事異動については、日程第17で報告する。
 - ・各学校は1年間の反省をし、そして新年度を迎えるに当たっての準備を進めている。順調 に年度末の休業を過ごしているようである。
- ○委員長(佐々木勝男君) 教育長報告ということで、報告いただきました。何かお伺いしたい ことがございましたらお願いします。なければ、次のところに移らせていただきますが、よろ しいですか。(「はい」の声あり)

日程第5 報告第9号 平成26年度第2回美里町議会定例会の報告

○委員長(佐々木勝男君) それでは、次に移らせていただきます。

日程第5、報告第9号 平成26年第2回美里町議会定例会の報告ということで、事務局のほ

うから御説明お願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それでは、平成26年度第2回の議会定例会の報告を させていただきます。

今回の定例会は、議会の議員改選後の1回目の定例会ということになりまして、この全体的には平成26年度の予算の議案審議、それから議員さんの特権であります一般質問ということでございました。平成26年度の一般会計予算、そのほかの特別会計予算、企業会計予算、それぞれについては原案可決をいただきました。平成26年度の教育費にかかわる部分については、前にお示ししたとおりでございます。

それで、議会定例会においての議員の一般質問につきましては、12名の方から御質問を頂戴し、教育委員会にかかわる部分につきましては5名の方から御質問を頂戴したところでございます。後ろのページを見ていただきますと、それぞれの議員さんからいただきました質問の要旨と、それから教育委員会でお答えした部分の要旨を記載してございます。このことにつきましてはお目通しをいただきたいと思いますが、質問に対してのこれは1回目の回答であって、一つずつ再質問を頂戴してございます。この部分につきましては、議会の会議録が追々公表されていくことになりますので、その辺で確認はできるかということになると思います。また、現在、美里町議会は、ライブ中継されております。インターネットを通して見ることができますし、昨日見ましたらば、平成26年、この定例会の録画はもう配信されているようでございました。そういったことで、パソコンを通して見ることが可能というふうになってございます。毎回ですが、教育委員会にかかわります一般質問は多いということでありますが、それだけ教育行政に議員さんたちは真剣に考えていただいているということだと思います。

少し後ろのほうになりますが、今定例会に平成25年度分の予算として、補正予算を御提案させていただきました。全体的に見ますと、140万円を補正予算としてお認めいただきたいということでございまして、原案の可決をいただいたところでございますが、なぜ140万円が必要になったかという部分を時間をお借りしまして、御説明をさせていただきます。

議会が開催されたのが3月4日からでございましたが、3月5日午前8時ごろだったのですが、なんごう幼稚園の園児18名を乗せましたスクールバスが、一番最後に迎えにいく東松島方向に小島という集落があるのですけれども、私が住んでいる集落なのですが、ここに1名乗車予定でおりますので、そこに向っておりました。美里町で企業誘致した石巻の株式会社木の屋石巻水産というのが正式名称なのですが、クジラの缶詰をつくられている場所、そこは県道ですけれども、そこを過ぎたあたりにセンターラインをスクールバスがはみ出してしまったと。

そして、対向車と接触をしてしまったという事故が発生しました。一報をいただいたときは、 双方ともけが人はいなかったということでございましたので、まず一安心したわけでございま したが、警察に来ていただきまして現場検証をしているうちに、スクールバスの相手方の運転 手さんが右の脇腹のほうが痛くなってきたということで、途中から物損事故ではなくて、人身 事故に切りかえての現場検証になりました。遠田警察署の交通課からおいでいただきまして、 現場検証をしたわけでございましたけれども、物損事故と人身事故では全く違うということに なるわけです。その間、園児の体には異常がなかったものですから、代替のバスを向わせまし て、そこからなんごう幼稚園まで送り届けたという状況でございました。

当日は、このスクールバスは、小学校の送迎を最初に行いますので、朝6時ごろに運転手が出勤してまいります。そこで、一応運転管理を徹底するために、守衛室にアルコールチェックする機械を置いてあるのですね。それでアルコールチェックと、それから免許証を所持しているか。それから体調はどうだということの確認をした上で、出勤、運転するということになっておりまして、当日も何ら違和感なく、出勤したと、運転したということでございましたが、そういった状況の中で、なぜそのセンターラインをはみ出しかということにつきましては、スクールバスの運転手の話を聞きますと、左側のほうに石ころみたいな物体があったということです。それでハンドルを操作したところ、反対車線にはみ出してしまったと。そこにはもう対向車が来ておったというふうな現状でございました。

そして、今後、保険担当も現場に来ていただいていますので、交渉の部分についてはこれからということになってまいりますが、スクールバスについては、すぐないと困りますので、すぐ修理に出さなければならないということがございました。当初は外から見ただけでは50万円ぐらいとの話だったのですが、よくよく点検すると、ボディーそのものについても支障が出ているということで、その見積もり金額が140万円だということでありました。その予算を計上させてもらったということでございます。

また、相手方の車両につきましては、100万円以上の修理にはなるというふうな状況でございまして、2カ月前に新車で購入した社用車なのです。使えないということで、保険は保険として、新しい車に買いかえる考え方でいますということでございました。

それから、相手側の車両には内装会社であったので、機材が積まれておりました。ガラスも 飛散したことから、その物につきましても、使えるかどうかちょっとわからない状況です。中 に積んでいた機材のエンジンがかからないというふうな状況に陥ったようでございました。そ ういった状況でございます。 この相手側との部分については、これから交渉ということになりまして、いずれにせよ、示談交渉の場合は議会の議決事項ともなり得る案件でございます。今後、そういったことが出てまいるということでございますが、今回の補正は当町のスクールバスを直すための経費の計上であるということでございます。

なお、衝突したときは、特に異常がないと言ったお子さんも、幼稚園からこういった事故があったと保護者に連絡をしたと。そして、お子さんの具合はどうですかというふうな確認をいたしたところ、元気ですというふうなことでございました。教育総務課でも夕方、電話をし、確認をさせていただきましたが、元気であるということだったのですが、2日後に、3歳児のお子さん一人がおなかが痛いということで、バスに乗るのを嫌がっていたということがありました。そこで、24日が修了式だったものですから、その間はバスには乗らないで、保護者が送迎したということがございます。聞きますと、運転手のすぐ後ろに着座している3歳児の男の子だったようでございますが、車両のぶつかった音と、それからガラスの飛散、それから衝撃等々で少し不安を感じたのかなというふうな親御さんのお話でしたが、そういうふうなところでございました。

こういったことから、私は運転管理者となっておりますし、道路交通法上の運転管理者にもなっています。ドライバーとそれから担当する当課の課長補佐を呼び出しまして、厳重注意をしたところでございまして、ドライバーには今期の運転業務は見合わせるということで、現在も乗車させておりません。学校がお休みですがいろいろと動いていますので、それには従事はさせておりません。

そういったことで注意はいたしましたが、私も上司のほうから注意を受けました。 大変申しわけございませんでしたが、そういった事故が発生したということでありました。 以上で今回の平成26年3月の議会定例会の報告とさせていただきます。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま定例会の報告ということでございました。何かお伺いした いことがございましたら、お願いします。スクールバスの安全運転につきましては、今後とも どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

なければ、次に移らせていただきます。

日程第6 報告第10号 美里町子ども読書活動推進計画の改定について

○委員長(佐々木勝男君) 日程第6、報告第10号 美里町子ども読書活動推進計画の改定について、草刈主幹からお願いいたします。

○近代文学館主幹(草刈明美君) それでは、美里町子ども読書活動推進計画の改定の作成についての報告をさせていただきます。

まず、この計画は平成21年に7カ年計画で作成していたものですけれども、その目標値の達成度を中間で確認するということにしておりました。本来ならば、平成24年度にこの確認をする予定でしたが、1年おくれての今年度の確認となりました。今回は、目標値の達成度の確認ということでしたので、前回協力いただいていました町内の小学校2年生、4年生、6年生、中学校2年生、高校2年生の同学年の児童生徒の皆さんに、アンケートをお願いしまして、子どもたちの読書状況の把握をまずいたしました。その結果がこちらの改定版のところの3ページから5ページまでのアンケート結果となっております。

それから、また、子どもに関係する各機関、児童館、幼稚園、健康福祉課の皆さん、あと、 学校の先生方にも状況調査をお願いいたしまして、そちらもアンケートをとりまして、意見を 伺って、さらに興味を重ねまして、計画の目標、基本的方針、読書推進のための施策の見直し 等を行いました。

まず、アンケートの結果を見ていただくと、実は子どもの不読率が、残念ながら前回のアンケート調査よりも上回っているという結果になりまして、こちらの1つの要因としましては、インターネットやスマホなどが社会情勢の中で普及しておりまして、子どもたちが情報を得る手段としてのふえたものになっているので、本を手にとるよりは、そういったものに情報を求めているということが1つの要因かと思います。

さらに、何を読んだらいいかわからないとか、学校や図書館に読みたい本がないというアンケートの結果もありますので、これは学校や図書館、家庭などで読書環境を整備して、本を手渡す努力をしていけばまた違った結果になってくるのではないかということがこちらのアンケートから見えてきております。

あと、図書館の子どもたちへの総体的な貸し出し冊数が減少している傾向にあります。子どもたちの人数自体が平成19年度より約400人減っている状況にありますので、そういったことも1つの要因かと思われます。

また、小学生の子どもたちが1人で自分の意思で図書館に来るということがなかなか困難になってきているので、そこは家庭の中での保護者の方の理解が左右するといいますか、子どもたちが図書館に行きたいという気持ちを保護者の方たちに酌んでいただいて、足を向けていただけるようになることが1つの図書館利用につながっていくかと考えております。

このようなアンケートの結果から、計画目標値の修正を行っております。6ページの第4、

計画の目標と基本的方針というところに、計画の目標として2つ項目を挙げております。1つは、1カ月に本を読まない児童生徒の割合、不読率と申しますが、こちらを減らすということを目標に掲げております。平成21年度の策定当初に、この目標は、平成27年度には小学生がゼロ%、中学生もゼロ%、高校生40%としておりましたが、今回のアンケートによって、小学生の不読率が17%、中学生が20%、高校生が67%と、ふえてしまいましたので、こちらを実質的に下げる可能なパーセンテージに見直しをかけるということで、今回のアンケートで行ったこの不読率を約半分までに下げようということで、こちらの目標値を新たに修正し直しております。

2つ目の図書館での子どもへの1人当たりの貸出冊数と言う項目ですが、当初はこちらの目標値は子どもの本の貸し出しの総数で挙げておりましたが、先ほど申し上げましたように、子どもの人数の減少もあって、そちらの数で経過を見るよりは、1人当たりの貸出冊数のほうが実数として目標値としてはふさわしいのではないかということで、こちらの冊数にしました。

それで、済みません。ここで大変申しわけないのですが、訂正がありまして、平成27年度の目標値5.3となっておりますが、こちら訂正をお願いしたいのですが、6冊に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

こちらの目標、方針を達成するためにそれぞれの施策ということで第5の読書推進のための施策ということを修正、確認を行っております。当初、評価の指標は、こちらの文言ではなくてパーセンテージで示しているところがございました。ですが、幼稚園、特に幼稚園、保育所に実施する施策のところが、こちらパーセンテージであらわしていますと、幼稚園の統合等によって、幼稚園の数自体が少なくなっていますので、1つの園がその取り組みがなくなれば、約30%の減になるということで、こちらのパーセンテージで示すことはあんまりふさわしくないのではないかということで、文言の表現に訂正しております。そのほか施策の内容については、大幅な変更、修正はないですけれども、小中学校が実施する施策の中で、学校図書館の蔵書のデータベース化ということを当初挙げていたのですけれども、こちらの取り組みに関しては、既に完了しておりましたので、学校図書館システムを活用した図書館運営ということに修正しております。

今回策定しました美里町子ども読書活動推進計画改定版は、今後、学校ですとか、幼稚園、 そのほか児童館などの各教育機関と図書館、あと1歳3カ月の乳幼児健診のときに、絵本をプレゼントするブックハローという事業を行っているのですけれども、そちらの中で絵本と一緒に各保護者と乳幼児の皆さんへ配布して、家庭での読み聞かせに役立てていただきたいという ことで、広くこちらの計画を配布して、周知していきたいというふうに考えております。こちらの計画を配布することによって、家庭、学校、幼稚園、保育所、図書館、そのほかの関係団体と連携を図りながら、子どもたちの読書環境の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- ○委員長(佐々木勝男君) ただいま御説明いただいたとおりでございますが、お伺いしたいことがあれば、お願いします。はい、どうぞ。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 僕、教育委員を引きける前までは図書館の審議委員をさせていただいているので、そこでも申し上げたことがあるのですけれども、これ、図書館にない本があるから借りないのだという人も一部おりますよね。そういうことを考えて、何もその希望が全部買えというわけではないのですけれども、予算が全部で800万円ですか。南郷が300万円ですかね、小牛田が500万円ですか。
- ○近代文学館主幹(草刈明美君) 小牛田が500万円で、南郷が200万円です。
- ○3番委員(後藤眞琴君) そのごく一部が例えば50万円とか、30万円とか、町民からどんな本を読みたいのですかという形で広報なり、希望をとって、そこで選考すると。その希望を酌みとったような形にしないと、それでゆくゆくは。図書館の購入しているのを皆さん、わからないと思うのです。どんな形で新たな本を購入しているのか。その基準点が全然つくられていないわけですよね。それで、図書館員の方に全部お任せされている。それから廃棄処分のほうも同じなのですよ。これもどういう基準で、どういうふうになっているかというのも、一般の方はわからないと思うのですけれどもね。そういうものをすぐというわけではないですけれども、そういうことも踏まえて、例えば図書選考委員とか、廃棄の委員とかいうものを住民の中から募るような形を入れていく、やっていくような方向、そのためにまず、どういう本が読みたいのですかと、図書館に置いてほしいですかと。そういうこともそろそろ始めていいのでないかという気を僕はしているのですけれども。以上です。
- ○委員長(佐々木勝男君) 今の件で何か。これまでの状況の中で何かございますか。
- ○近代文学館主幹(草刈明美君) 選書、廃棄についてもカウンターでの皆様からの御意見を頂 戴しながら選書には反映しているというふうには考えているのですけれども、まず、委員をど う選ぶかとか、そういったことも、もしそういうふうな形になれば、検討していくということ も必要かと思いますので、早急にすぐにはできることではないかと思いますが、後藤委員のお 話も伺いつつ、これから皆さんに図書館をもっと利用していただけるような形はとっていきた いとは考えておりますので、何か前向きにできるような形は検討していきたいというふうに考

えます。

- ○3番委員(後藤眞琴君) お願いします。
- ○委員長(佐々木勝男君) はい、どうぞ。
- ○2番委員(成澤明子君) 私は、本当に読まない子どもたちがこんなにいるという実情がわかってびっくりしたと同時に、でもそれは十分あるなと。周りを見て、インターネットをしたり、あるいはスマホをしたりということで、自分の情報量はそれで満足だと思っている子どもたちが多いことも事実だと思います。でも、それはそれ、これはこれということで、読書推進のための施策ということで図書館が実施する施策が幾つかあるのですけれども、本当にゼロ歳児から絵本を通じてブックハローの事業があるのですが、そういったものはこれからもずっと続けてほしいと思います。

高校への団体貸し出しの実施というのもすごくいいのではないかと思います。あとは、そういう意味で中学校への団体貸し出しなどはどうなのでしょうか。

それから、読書ボランティア、養成講座の開催が年1回というのはどうか。もう少し2回、 3回と1回ではその日が出席できなくても次の機会に出席したいと思う人もいるかと思います ので、そこは年1回と言わず、3回なりとか、そういうことも必要なのかなと思いました。

- ○近代文学館主幹(草刈明美君) はい、わかりました。
- ○2番委員(成澤明子君) それから、幼稚園、保育所が実施する施策ということでいいと思いますが、3の小中学校が実施するというところで司書さんの存在がすごく大きいと思うのですけれども、学校の図書館が単に蔵書の倉庫にならないために、本が生きて動くために、司書補の存在というのがどれくらいなのかなとお聞きしたいのです。
- ○委員長(佐々木勝男君) いいですか。
- ○近代文学館主幹(草刈明美君) それでは、学校への団体貸し出しにつきましては、そうですね、そういったところ、団体貸し出しについては、小中学校への団体貸し出しは3の小中学校が実施する施策の中の図書館環境の整備充実の中で学級文庫の活用ということがありまして、そちらの中学校の部分がそれに該当することになります。

それから、読書ボランティアの育成ということで、年1回というふうにありましたが、こちらは年1回で、講座の回数は複数回ということも考えますが、多分その複数回を逃してしまうと、またないということも考えられますので、こういったところできるだけ皆さんが参加しやすいような回数をとっていきたいというふうに考えます。

それから、司書補さんのことなのですけれども、やはりまた別の調査とかを見たときに、司

書補さんが積極的に活動されている学校は貸し出し冊数が多いという状況もありますので、やはりそこはそこの図書室にいらっしゃる方が子どもたちへ本をどう提供するかによって、その貸し出しですとか、利用状況というのは違ってくるかと思いますので、図書館と学校の司書補さんとの連携の会議を今行っておりますので、そういったところでもそういった実例ですとか、そういったことを皆さんにお知らせしながら、活動につなげるようにしていきたいというふうに考えます。

○2番委員(成澤明子君) はい、ありがとうございます。

それから、小中学校のところで、中学生が公共図書館での職場体験というのを私も実際に目にしたのですけれども、すごくいい感じで子どもたちが生き生きと図書館の業務にタッチしたり、それから図書館への理解が深められるのでないかなと思いました。もし、受け入れ態勢に余裕があるのであれば、多くの子どもたちに経験させたいなという印象でした。

- ○近代文学館主幹(草刈明美君) はい、わかりました。
- ○4番委員(佐藤三昭君) あと一つだけ、常に近代文学館の近くに住んでいまして、子どもを含め家族で利用させてもらっている。大変職員の皆さんが本当に御親切で、本当に何か行きやすくて、楽しく利用させていただいていまして、感謝を申し上げております。やはりこの世の中の流れといいますか、尋ねるという作業というか、深めるというよりも簡単に情報が手に入るインターネット、スマホとかで情報を得てしまうということもあります。それを悪いとは言いませんけれども、やはり読書の楽しみというのはまさに示しているとおりだなというふうに感じているのですが、図書館が行う事業の中に、やはりそれは児童文学でも絵本作家でも、それから何か文学のことでもいいですが、直接的に著者とかを呼んで、実際にそのお話を聞くとか、あとは近代文学館というすばらしい施設があって、千葉亀雄を輩出し、新感覚派を生んだ、世に出していったという功績があるようなすばらしい建物ですし、そういうことを利用して、作家の皆さんにも余り予算をかけずとも、お呼びして、その刺激を受けるというのもこういう地道な施策のほかにそういうことで何か本を読む面白さとか、そういうものを町民に感じていただくというようなこともお考えいただいたらよろしいかなと思っております。
- ○近代文学館主幹(草刈明美君) はい、わかりました。以前に絵本作家のとよたかずひこさんにきていただいたり、あと今年度は紙芝居作家のときわひろみさんを南郷でお呼びしまして、子どもの読書につながるようなことも行っております。でもそちらも継続的にこれから行っていきたいというふうに思います。
- ○委員長(佐々木勝男君) はい、どうぞ。

- ○3番委員(後藤眞琴君) 千葉亀雄が出ましたから、ついでに私も申し上げたいと思うのですけれども。もう5年以上になるかと思いますが、千葉亀雄を読む会というのがあります。最初つくったときには、中学生、高校生なども来られて、本の読み方みたいなものを一緒に学べばいいかなと思ったのですけれども、来られているのは大体みんな定年退職された方が来て、それで10人ぐらいですかね。それでずっと5年ぐらいやっていて、いずかその成果を町民の方にみんなで今までの勉強したことを千葉亀雄というのはこういうものですよというのを発したいと思っているので、そういうこと今やっておりますので、図書館の行事の1つとしてやっている。
- ○委員長(佐々木勝男君) いいですか。
- ○2番委員(成澤明子君) 三昭委員がおっしゃった著者の方々を呼んだりしてっていうのは本当にすばらしいですね。とよたさんが来たときもなかなかよかったですね、子どもたちも親も。ただ、読んでほしい中学生、高校生というのは時間がなかなか部活だとか、何だとかってなかなか難しい。だから、どっと持っていって貸し出すというのはいいのかなと思ったりしますけれども。
- ○委員長(佐々木勝男君) あとほかにございますか。(「なし」の声あり) なければ、ただいまの報告第10号については終了ということにさせていただきますが、よろ

しいでしょうか。 (「はい」の声あり)

草刈主幹、ありがとうございました。あとは退席されても結構ですので、ありがとうございました。

(近代文学館草刈主幹 退席)

日程第7 報告第11号 美里町学校教育環境審議会からの答申について

- ○委員長(佐々木勝男君) では、続きまして、日程第7、報告第11号 美里町学校教育環境審議会からの答申について、事務局から報告お願いします。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、報告第11号でございます。学校教育環境審議 会からの答申についてです。

この審議会におきましては、平成24年8月より13回会議を開催いたしまして、去る3月18日に、答申書を教育委員会に提出をいただいている次第でございます。その答申書の写しを今回皆様方のほうに御提示させていただいております。全て説明しますと時間がかかってしまいますので、大事な重要な点のみ説明をさせていただきたいと思います。

まず、教育委員会からこの審議会におきましては、先ほどお話ししたとおり、平成24年8月 に5項目の諮問を行っています。5項目のうち、主要な項目が3つございます。

- 1つ目につきましては、学校等の適正規模に関することでございます。
- 2つ目としましては、適正配置及び通学区域に関することでございます。
- 3つ目におきましては、施設の整備に関する考え方でございます。

この3つが主な諮問の柱となるものでございまして、それに付随しまして将来的な課題、またはこういったそれを具体化するための方策などの諮問をさせていただいているものでございます。

まず1つ目の大きな柱であります適正規模について。これは、本教育委員会においても、美里町における各学校の現状を踏まえ、1学年単学級の学校が多くなってきている。こういった状況はどうなのかということが教育委員会で長年にわたり協議されてきたところでございます。それについての考え方が審議会のほうからも出ておりまして、まず、小学校においては1学年につき学級替え、つまりクラス替えができる学校規模を基本とすることが望ましいという答申をいただいております。これにおきましては、理由の中で、子ども同士の切磋琢磨の場や、集団で活動する場面がふえることにより社会性の涵養が期待できると。

また、先生方においては、学年の担当先生が複数化することによりまして、先生同士の連携やスキルアップが図られることによって、子どもたち対する指導力がなおさら向上されるのではないかといったことが述べられております。また、中学校におきましては、小学校では学級運営ができる2クラス以上なのですけれども、中学校が持っている特異性をもって、3学級以上の学校規模が基本であるということが望ましいということが述べられております。

これにつきましては、中学校においては教員免許状の関係で、教科専科制であることを踏まえまして、3学級以上の学級規模になれば、国語、英語、数学、社会、理科、俗にいう主要5科目の担当の教諭が2人以上配置されると。複数配置されるということによりまして、その学校での研究などが行われることによって、それが子どもたちへの生徒への指導の向上にも図られるのではないかといったことなども述べられております。

また、免外指導といいまして、本来免許がない教科の指導を行っている先生や形式もございますけれども、そういったことも3学級以上の学校規模になれば解消できるのではないかといったことが述べられております。

この学校適正規模を踏まえまして、適正配置などはどうしたらいいのですかということの諮問事項に対する答えが3ページに出ております。

まず前後しますけれども、適正配置の前に、通学区域のことについて話し合っていただきました。この通学区域につきましては、現在、美里町においては行政区ごととなっております。ですので、その行政区ごとになっている通学区域というのは、現在、地域住民の方々の理解を得ているものであるので、それを変えることは必要ないと。ですので、現在の通学区域は基本として残しておくことが望ましいのではないかということが答申で述べられております。

この状態を踏まえまして、小牛田地域と南郷地域に分けて、その適正配置のことを述べられております。

まず、小牛田地域でございますが、小牛田地域は小学校と中学校の2つの答申となっております。まず、小牛田地域の小学校においては、現在の中学校区単位での学校配置となることが適正と思われるということでございます。これについては、小牛田地域の小学校、現在5校ございますが、中学校に上がる際にそれが2校に集約されます。また、幼稚園においては。こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園の2園になっておりますので、幼稚園で2園に所属する子どもたちが、小学校では5つの小学校に配置される。また、中学校になってはまた2つの中学校に所属するということで、ひし形やダイヤモンド形のような形になっているというのは、これは1つ是正する項目ではないかといったことが随分話し合われておりまして、小学校においては中学校区単位での配置が望ましいのではないかといったものが審議の中で述べられております。これが2)で述べられております現在の中学校区単位での学校配置となることが適正と思われるという文言でございます。

小牛田地域の中学校でございます。中学校においては、現在小牛田中学校は1学年3クラス、不動堂中学校では2クラスというような現状でございます。そういったものを踏まえまして、将来はどうなるのですかということも資料等を示しながら協議した際、3クラスになるということはほぼ今の現状から将来の人口推計からいっても不可能になるのではないかということを踏まえての答申でございます。小牛田地域の中学校においては、当分の間、今現在の中学校区単位での学校配置が適正であると思われますが、将来を見据えた学校規模の適正化を継続して審議する必要があるということでございます。これについては、小牛田中学校、不動堂中学校の統合なども視野に入れなければいけないといったことが理由のところにも書いてある次第でございます。この審議の中におきましては、南郷地域も含めた美里町一円で、1つの中学校にするというような考え方も示されておりましたが、どうしてもこの適正配置の際には、小牛田地域、南郷地域という従来の枠組みをある程度考えたほうがよろしいのではないかというふうな意見もありましたので、このように、小牛田地域と南郷地域の部分を分けた答申となってお

ります。

今度は南郷地域でございます。南郷地域にあっては、各学年において、小学校においては2クラス以上、中学校にあっては3クラス以上というような適正規模にはなり得ません。ただし、南郷地域の特徴としまして、幼稚園、小学校、中学校の通学区域が同一であります。また、こういった学校施設、教育施設が隣接してあります。この南郷庁舎周辺に全ての施設が集中しております。そういったことも踏まえて当分の間は現状の配置にしたほうがよろしいのでないかということでございます。その理由としましては、南郷地域においては幼小連携、小中連携などがほかの地域の学校と比べても活発に行われております。これまでの取り組みを生かしながら、小中一貫なども視野を入れた新しいタイプの学区のあり方を検討することがよろしいのではないかといった答申が出されております。

こういった2つのことを踏まえまして、その施設整備はどのようにしたらいいのではないですかというようなことが3番目の答申内容でございますが、1)から4)までございます。これについては、その施設関係の整備に関して詳しい委員さんがいらっしゃいまして、その委員さんからいただいた意見などを中心にまとめてあるものでございます。端的に申し上げますと、今現在の施設というのは、まだまだ使えるものも十分ありますよと。長寿命化計画を視野に入れながら、日々の点検を行うことによってまだまだ使える施設がございますので、そういったことを怠らないようにといったことがその基本的な考えの中でうたわれておる次第でございます。

また、先ほど言いました3つの大きな考え方に付随するような学校が抱える将来的な課題、 あとは、それを具体化するための方策というのが5ページに載っておりますが、これにつきま しては、皆さん方のほうにも既に資料としてお示ししていますが、お目通しをお願いしたいと 思っております。

また、この答申書の6ページ、7ページ、8ページにつきましては、これまで行った審議の 経過、あとはこの審議に携わった委員様方の名簿なども載せさせていただいております。

これが答申書の内容でございますけれども、教育委員会といたしましては、この答申をいただきました。いただいただけでは済みません。当然のことながらこの答申を踏まえまして、平成26年4月以降におきましては、美里町の学校施設にかかわる学校教育環境整備方針なるものを慎重に審議を進めていかなければならないと思っております。今回においてはいつまでにそれを行うのか。また、どのようなスケジュールで行うのかということまでは案はお示しできませんでしたが、4月以降の教育委員会におきましては、継続してこの部分を検討していきたい

と思っておりますので、委員の皆様方にもいろいろと協議いただくことになりますので、その ことを申し添えさせていただきながら、報告とさせていただきます。

以上でございます。

- ○委員長(佐々木勝男君) ただいまの学校教育環境審議会から答申ということで、概略的に御 説明をいただきました。関連することで何か御質問いただければと思います。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 僕、これ一読させていただいて、まず疑問に思うこと。まず、1つ目の小学校の学校規模ですね。2つ目の中学校の学校規模。これ今1学年につき学級替えができる学校規模を基本とすることが望ましい。この理由が、例えば1学年で1学級しかないときに、どういうデメリットがあって、どういうメリットがあってということが全然述べられていないです。これ、多分先生方がいろいろな形でこういうメリットがある、デメリットがあるという研究報告などがあると思うのですよね。その事例研究という。それがなくて、学級替えが可能な規模であることによりこれこれであって、こういうことが期待できるって、これで終わっているのですね。読んで、どういう、それでは1学級だけだったら何がどうだめなのかということを、僕みたいな者には全然わからないのですね。もうちょっとこういうことでこうだということを、中学校だったら複数配置されるのは、じゃあ1人の先生が担当していると、どういうデメリットがあるのか。その辺のところの事例研究みたいなものが多分研究会なんか開かれて報告されているのでないかと思います。そういうことも多分この審議会の先生方、みんな御存じだと。やっぱりこれを見た者にわかるように書いていただきたいということが僕の意見です。

ですから、ここにありますように、例えば第2回の環境審議会で宮城教育大学の准教授の先生が「これからの学校教育環境に望まれること」これ僕自身、どういうことを述べているのか。 ぜひその内容を知らせてほしいなと、こういうことを全然勉強したことないので、そういうものというのはもしありましたら、この教育委員会の中で資料などもいただきたいなと。そういう点を僕なりに勉強してみたいなと。それと読み比べて、この答申案を自分なりに検討してみたいと思っております。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 今、後藤委員のほうからお話しあった件、御質問というよりも御意見というふうに承らせていただきましたけれども、この答申書につきましては、最初、A4判1枚でも済むのでないかというお話がありました。ただ、やはりやはり13回も審議を行いましたので、やはりそれではだめですよと。諮問に対する答申事項だけではなく、その理由なども述べたらいいのではないかということでこのような8ページぐらいになりました。

あと、今言いましたいろいろな単学級のデメリット云々というのも、各会議で資料を事務局のほうでお示ししまして、審議会の委員さん方に検討はいただいております。その資料というのも当然のことながら各委員さん方が持っておりますけれども、その資料を全部つけてしまいますと、この答申書がすごく厚いものになってしまいます。また、いろいろな審議した過程をお知りになりたいということだったのですが、こちらの審議会の会議は全て全文筆記で残っております。ですので、大体1回当たり2時間ぐらいの会議なのですけれども、ページ数にしますと大体40ページぐらいの会議録が残っております。そちらの部分を全てつけるということであれば、それも答申書ですけれども、それは莫大な枚数になりますので、それは別添としまして、そういったお知りになりたい方にはいつでも見られるように、情報コーナーなり、ホームページにアップすることでよろしいのでないかということになりましたので、今回の答申はこのようなコンパクトなものになったということで御理解いただきたいと思います。

- ○3番委員(後藤眞琴君) はい、わかりました。
- ○委員長(佐々木勝男君) よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、報告というものでございましたので、日程第7の報告第11号の美里町学校教育環境審議会からの答申については以上で終了させていただきます。

次の日程第8から日程第12につきましては、先ほども申し上げましたけれども、秘密会扱いということにさせていただきますので、傍聴者の皆さん、暫時御退席いただいて、あと審議事項の際にお入りいただければと思いますの、よろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後2時43分 [傍聴者一時退席]

再開 午後2時55分

第 8 報告第12号 平成25年度生徒指導に関する報告(2月分)【秘密会】

第 9 報告第13号 平成25年度学校教育力アップに関する報告(2月分)【秘密会】

第10 報告第14号 平成25年度学習の定着状況に関する報告【秘密会】

第11 報告第15号 区域外就学について【秘密会】

第12 報告第16号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長(佐々木勝男君) 会議を再開します。これからは、個人情報を含む報告事項となりますので、秘密会とします。

〔以下、秘密会につき会議録調製はなし〕

○委員長(佐々木勝男君) 暫時休憩とします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時57分 [傍聴者入室]

日程第13 議案第4号 平成26年度の学校給食について

- ○委員長(佐々木勝男君) 再開します。日程第13、議案第4号 平成26年度の学校給食について、提案説明をお願いしたいと思います。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、議案第4号平成26年度の学校給食について、 提案させていただきます。

まず、学校給食の給食費でございますが、美里町学校給食施設運営委員会の審議によりまして、給食費を教育委員会が決定することとなっております。ここ3年間ほど学校給食の額につきましては、変更ございませんでしたが、御存じのとおり平成26年4月1日から消費税の改正が行われまして、これまでの5%から税率8%に値上げすることが決定されております。学校給食におきましても、当然のことながら、その給食費の材料となります食材についても消費税が賦課されております。その部分、3%値上がりした部分をそのままにしておいても支障がないかどうか、いろいろと事務局、各学校の栄養士、あとは給食担当教諭と協議した結果、やはり3%の値上げはやむを得ないのではないかというような結論を得まして、先ほど言いました運営委員会の議案として審議いただきました。そうしたところ、3%の値上げはやむを得ないといった回答をいただいております。よって、この議案第4号によりまして、小中学校の給食費の単価につきまして、3%の値上げするものの提案をさせていただくのがこの議案の提案理由でございます。

また、2ページ目以降になりますけれども、平成26年度の学校給食用物資の取り扱い指定につきまして48社から希望が寄せされておりますので、これもあわせて教育委員会のほうに報告させていただくものでございます。

ちなみに昨年は49社でございました。今回48社でございますが、昨年より2業者減りまして、新たに1業者ふえました。その1業者ふえた部分につきましては、業者No.39、社会福祉法人みんなの輪「わ・は・わ美里」でございます。こちらが1社ふえまして、48社になっております。なお、学校給食費につきましては、現在の単価に3%上乗せしたものが今回提案させていた

だく1食単価となっておりますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま提案説明ございましたところでございます。審議というと ころでございますので、御質問、御意見をまとめていただきたいと思います。よろしいでしょ うか。(「はい」の声あり)

それでは、ただいま提案を申し上げたとおり学校給食については承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木勝男君) それでは、議案第4号 平成26年度の学校給食については、承認ということになりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

日程第14 議案第5号 美里町教育委員会組織規約の一部を改正する規則

- ○委員長(佐々木勝男君) 次に、日程第14、議案5号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、提案説明お願いしたいと思います。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、議案第5号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

議案書の最後に理由と書いております。これまでの美里町教育委員会組織規則の職及び職務において、「技術主幹」、あと「技術主査」の職名が規定されておりませんでした。これにつきましては、合併来、この部分が抜けておりましたが、これまで気づかず、今回まで来てしまっております。今回、その部分を修正するために新たに「技術主幹」及び「技術主査」という職名、職務を欄のほうに加えさせていただくものです。議案書の裏に新旧対照表が入っております。これが今回の修正する部分でございますけれども、よろしく御審議いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長(佐々木勝男君) ただいま提案説明した部分でございます。これも審議事項でございますので、御質問、御意見まとめていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

御意見がなしということでございますので、承認ということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木勝男君) それでは、議案第5号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則については、承認ということになりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

日程第15 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

日程第16 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取扱いの(提言)について

- ○委員長(佐々木勝男君) 次に、協議事項、日程第15 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、提案御説明お願いします。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長、その他の日程16の部分も少し触れなければ なりませんので、一緒に説明させていただきたいと思いますが、よろしいですか。
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、日程の15と日程第16 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想の取扱いの(提言)についてということも含めて、お願いしたいと思います。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それでは、まず日程15のほうの基本構想についてということでございますが、平成24年12月27日付で、美里町長に提出いたしておりました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、下記のとおり、二度にわたりまして町長へ返却依頼を申し上げております。この返却につきましては、理由を付して、こういうことなので、お返しをいただきたいということで申し上げてございましたが、この部分については何度も教育委員会で協議を重ね、返却を依頼するに至りました。書面によって行ったものでございますけれども、まだ教育委員会の手元には戻ってきていないというふうなことがございまして、今般、教育委員の改選もありまして、さらに新町長も就任しておりますので、再度確認した上で、その返却の今回は再々依頼というふうになるのでしょうか。あらためて協議をさせていただきたいということでございます。

なお、基本構想の返却につきましては、教育委員会の決定事項として二度にわたっておりますので、申し添えることはございませんが、日程16のほうの次のページにもありますように、よりよい学校給食を進める連絡協議会の中村代表のほうからも基本構想の取り扱いについて提言を頂戴してございます。まだ教育委員会に戻っていないのでないかということの部分でございますので、早急に教育委員会では対処して、新しい町長に返却を求めてはどうですかというふうな提言をいただいたものでございます。

教育委員会の趣旨と、その中村みき子代表の連絡協議会のほうとの内容につきましては、一致しているものでございますので、これは返却について再々依頼を申し上げたいということでございますが、なお、ここでちょっと経過のほうのおさらいをしたいというふうに思っております。いろいろ先に提出いたしましたのは、平成22年に最初に提出してございましたが、その後、2つ存在する形になってしまいました。それから、一度返却を求めてきたわけですが、この部分について、連絡協議会の方々とか、昨年度でしたけれども、いろいろな団体の皆さんと

協議をさせていただき、教育委員会での協議を踏まえて、町長には返却していただきたいという結論に至ったものでございますので、こういったものを返していただいていないという部分についてどうしますかということを議会の一般質問でもございましたが、委員長は返していただくよう努力するというふうに回答を申し上げてございますから、教育委員会での意思をもう一度確認をして、文書でもって返却をしてもらいたいというふうに考えるものでございますので、よろしく協議のほどをお願いしたいということであります。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(佐々木勝男君) 協議事項の日程第15については、その他の日程第16とあわせて御質問、御意見ということでいただき、そして確認をしたいと思いますので、お願いします。どうぞ。
- ○4番委員(佐藤三昭君) これまでの教育委員会の話し合いと合議によって決めたことについて、私のほうは何の気持ちの変わりもございませんし、やはりこれは一度返却いただいた上で、物事を再スタートさせるべきだと思っていますので、再々返却を依頼するということに異議ございません。
- ○委員長(佐々木勝男君) はいどうぞ、後藤委員。
- ○3番委員(後藤眞琴君) その間の経過、知っているのは基本構想を出して、パブリックコメントを求めたところ、僕はそれぐらいしかわかりません。調べる場合に、時間的にどうなっているのかが、事務局にお願いして「つくってくれませんか」と。事務局では議会とか、この会議の準備とか、環境審議会のほうで忙しくて新たにできないので「まちづくり会議」の吉田さんがつくられた年表、給食施設に関する出来事というものがあるのだと。「もしそれでよかったら事務局で相談した後に出してもいいよ」ということで、いただきました。僕なりに調べてみて、それで、きょうこれを、初めに断っておきますと、もう一度三度目、町長さんにお願いするということを認めるのにはやぶさかでありません。ただ、自分の疑問に思っていることをこの場で教育委員長にお聞きして、それで十分納得した上で、三度目の提案に賛同したいと思っておりますので、ちょっと、質問がきつくなることもあるかもしれませんけれども、これはあくまでも僕の自分のための疑問を解くためのものですので、よろしくお願いします。

初めに、これを今大友次長さんからお話がありました平成22年4月26日に町長に建議されたのですね。これ当時の課長補佐さんがつくられた。それから平成24年3月29日に一部修正して町長にされています。これは、ここで1つ、これはまた「建議」という言葉は使われたのでしょうか。

○委員長(佐々木勝男君) 次長のほうから、詳細は説明します。記録をもとにして説明をお願

いします。

- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) ちょっとだけ、資料を持ってきますのでお待ちいた だきたいと思うのですが、よろしいですか。
- ○3番委員(後藤眞琴君) ついでに、このパブリックコメント、あれの資料をお願いします。
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは若干休憩します。お待ちください。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時12分

- ○委員長(佐々木勝男君) よろしいですか。よろしくお願いします。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) まず1つ目の平成24年3月29日の変更部分ですね。 これは一部修正に伴う部分で、再提出なのです。「建議」というふうには書いていません。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 使っていない。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それから、最初のパブリックコメントですか。パブリックコメントの中身でしょうか。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それは後でみんなに見せた、これは教育委員会がつくりましたと。 それで、この案という形でパブリックコメントをお願いしますと町民に求めたときのものです。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 平成22年3月15日から予告をしたのですね。公表が 平成22年4月1日で15日間いただいたのですね。そのときの基本構想を最初に建議した。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 建議したものはもうこのパブリックコメントを受けて、それで一部 訂正して建議しているのではないかと思います。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 訂正箇所ではなかったようですね。同じものです、 中身は。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 僕は見ていないから、承知していないですけれども、その案という のはありますか。パブリックコメントを見て、美里町小牛田地域学校給食センター基本構想(案)。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 意見はいただきましたが、基本構想はそのままでした。提出したものと変わっていないです。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それは記憶の違いで、ないとちょっと説明しにくいのですけれども、これ今すぐの議論ではないのですけれども。それで平成24年7月3日、この上の2つの文書を取り下げることを教育委員会の臨時会で決定しているわけですね。平成24年7月3日の教育委員会臨時会で。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 取り扱いについては、そうですね。

- ○3番委員(後藤眞琴君) それでその理由は学校教育、これは自分なりにまとめたもので、学校教育環境審議会で新たな枠組みで検討することを期待してのことと。これが取り下げの理由、第1回目のですね。教育委員会の理由がそうですね。
 - 2つ目の取り下げの理由は、これが吉田さんの資料。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 会議録持ってきて確認します。
- ○委員長(佐々木勝男君) ちょっと時間をいただきます。
- ○3番委員(後藤眞琴君) これちょっと、僕の今の説明が間違っています。だからちょっと訂正させていただきます。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 7月3日は協議の段階でいろいろ話は出ていますけれども、正式な部分というのはあくまでも文書になるわけですね。その協議結果は会議録に記載されているとおりですから、間違いございません。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それで、学校教育環境審議会で新たな枠組みで検討することを期待するというようなまとめで臨時会が取り下げを決定したということですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それも1つの理由ですね。
- ○3番委員(後藤眞琴君) ほかは。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) ほかは「建議」という問題もありました。十分協議 の段階ではいっぱい話はでています。

委員長さん、いいですか。今直接のやりとりみたいな形になっていますけれども、前に私、教育委員会の会議で話をしたことあるかもしれませんけれども、教育委員会の定例会とか、臨時会の正式な会議ばかりが会議ではありません。いろいろと協議の場というのは、電話でも協議できますし、全員が集まっての協議も当然可能です。ただ、審議事項の決定においては、どうしても合意に至らなければ賛否をとらざるを得ない点もございますから、それは正式なものとしてする必要があります。いろいろ委員さんにも考えはお持ちだと思いますので、それらを協議していくためには、1回の定例会では済まないということは御承知だと思っておりますし、そういった経過を踏まえて来たということなのです。

後藤委員がおっしゃられているのは、今回の取り下げの部分については、一番最初に建議したものとは別個のものなのですね。中身は同じなのですけれども、別個のものだという考え方です。そこがちょっと違うのかなと思うのですけれども。できるだけ疑問の解消していただきたいと思いますが。

○3番委員(後藤眞琴君) そうするとその定例会以外の会議で、どこでもあるのですね、集ま

ってもらうのは。

- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 懇談会とかですね。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それは議事録にやっぱり残してあるわけですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) ないです、残していないです。
- ○3番委員(後藤眞琴君) そうすると、会議と言えないような例えば回覧板で回して、みんなにこれでいいかとか、ファクスで送って、そういうこともある程度必要なのは必要ですね。議事録で残す。こういう形で了承を得たとか。それはないということですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それはないです。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それで一応その取り下げ、そのときに、議事録を見る限りには2つ、 請求した。その2つ返してくれと。これ、その理由が書いていないのですよね、議事録に。そ の建議のほうのも、修正したものも。建議のほうだけ返してくれと、修正した部分はいいのだ という議論はなかったのですか。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) ありました。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それは議事録には残っていないのですか。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) そういった議論もありました。平成24年3月29日付で再提出した段階で、基本構想が2件になってしまったのですね。この時点で直近提出、最後に提出した部分を残して、前の部分だけを取り下げすることも教育委員会では話にはあったのですよ。それが片一方を残して、じゃあどっちが本物なのと。議会でも何度も一般質問を受けているのですね。そうすると、誤解を招くのでないかということで、一度は2つとも返してくれと。何もなくなった状態に2つとも返してくださいと。
- ○3番委員(後藤眞琴君) その理由は。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 誤解を招くから返してくださいと。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 1つだけ返してもらえればよかったのでないですか。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それで済むのですけれども、私の意見ではなくて、 皆さんの協議の中で誤解を招くから返してくださいと。

確かに新しい部分だけを残して、古いものをいろいろないきさつがあったのは先生御存じか と思いますので、その部分については返してくださいというふうなことでもよかったのですよ ね。でも、議会では教育長の答弁も、議会の会議録の部分も今度はありますので、教育委員会 の会議録だけでなくて、議会の会議録もありますね。

○3番委員(後藤眞琴君) 議会では、僕の理解では、あくまでも教育委員会で決定したものを

教育委員長が責任を持って答えると。それで補足するのは事務担当の教育長さんがするという、 こういう理解でいるのですけれども。

- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 教育長も教育委員会で協議していないものは回答できないです。
- ○3番委員(後藤眞琴君) できないですね。ですから、今言っているのはその2つをとにかく 返してほしいということですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それで議会には、私はこう思うのだけれども、取り 下げの部分については教育委員会に相談していかなければなりませんと。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それは答弁を教育委員長さんがすると。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 教育長ですね。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 次に、これ返却になって、修正済みの基本構想を再提出することを今度決定するわけで、これは平成24年12月25日ですね。そこの理由はこれをもらったものによりますと、これに絡んで学校教育環境審議会、この経過を待ってやったほうがいいでないかというのが趣旨だと思うのですね。それを見ますと、今、平成24年12月27日で基本構想、これを再提出したときに、教育委員会の定例会で決めたときに、その後27日に再提出するわけですけれども、この教育環境審議会というのは第3回に進んでいるわけですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) そうですね。はい、そのころだと思います。
- ○3番委員(後藤眞琴君) これだけ見ましたら、これどうして待てなかったのかと。きょう説明あった審議会で審議をやれば、何でこれあわてて、これ僕の勝手はあれでごめんなさい。何でせっかく2つ返してもらったものを、審議会で決定を見てやるから返してくれという理由の1つに挙げておきながら、ここでまた審議会の結論を待たないで出しているわけですね。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長さん、これは大変申しわけないんですが、会議の方式として、今1対1の今お話をさせてもらっているのですけれども、こういった会議の方式はないと思うのですね。ですから、それぞれが私と先生とではいつでも会話は成立するのですけれども、委員会としての体裁、会議録もあるものですから。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 申しわけございません。
- ○委員長(佐々木勝男君) 詳細については、もう一度資料と、あと資料でもわからないところ も恐らく出てくると思いますので、その辺、御理解の時間が恐らくまだ必要かなと思いますけ れどもね。その辺をお認めいただければと思います。
- ○3番委員(後藤眞琴君) それでは改めて聞きたいのですけれども、その今言われたこの第3

回審議会があり、教育委員会の定例会で再提出することを決定し、それに従って27日に提出したと。この理由は。

- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) これは単刀直入に申し上げますと、6月の議会定例 会の際に、先ほど申しましたけれども、2つ存在する形になっているので、その返却をすることを、返却申し入れすることを教育委員会で協議したと。その場合に提出することを前提になんですけれどもね、そういうふうな発言をしているね、教育長は。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 議事録でそうなっているのですけれども、その再提出をするのだと。 議会に答える前に教育長さんが、これはあくまでも教育委員会の合意を得ないと答えられない 問題ではないかと思うんです。議会で教育長さんがお発言をされたから、後からどうか認めて くれというのでは、ちょっと教育委員会の存在が何者なのかわからなくなってしまう可能性が あります。ですから、あくまでもこれは教育委員会でもって提出しますと決めたことだと。そ れをできるかというならば、やっぱりどこか手続上不備があったのではないかというふうな疑 問を感じざるを得ないのですね。
- ○教育長(佐々木賢治君) 議会で今ちょっと記録ないのであれなんですが、まず取り下げをするということを教育委員会で話したので、一旦取り下げますと。そしたら、「いつ今度はそれを出すのですか」という再質問あった状況がございます。「いつ出すかについては、教育委員会でまだ協議していませんので、その場では回答できません」という私、回答した記憶があります。そして、このことを12月の教育委員会で25日だったですかね、その定例会でお話をして、いつ出しましょうかという話し合いはしているはずだと思っております。
- ○3番委員(後藤眞琴君) ちょっと僕が今まで調べたことと、教育長さんの今の説明ではちょっと違っていると思うのですけれども、これ次長さん、どうなのですか。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 議会での答弁についてはそのとおりだと思います。 それで、教育委員会ではまず2つあるものを1回返してくださいという部分についても、返し てもらえばこそ再提出という部分が生まれてくると思うのですね。返してもらい、提出するこ とが前提となっているわけですよね。ですから、返してもらうことだけをたしか教育委員会で は話し合われたというふうに私は記憶しておりますし、それを返してもらった後の部分につい ては、12月の定例会でどうしましょうと。出さなくてはいけませんかというのが12月の定例会 だったように思っています。会議録はそういうふうに。
- ○3番委員(後藤眞琴君) その再提出を決定するということは僕が読んだ会議の議事録では教育長さんが議会でこういう発言をされたと、再提出するのだと、だからそれを認めてください

という形で教育委員会はそれを認めた形になっているのではないかと思います。そのときに、 僕がさっきお話をしましたそれは、教育委員会が再提出しますよということの了解を得た上で、 教育長さんが議会で発言するものではないかと思うのですね。それが逆になっているのでない かと。これは何も追求しているわけではないのです。そういうところの反省すべきは、これ僕 の考えでは、新しい委員会が2月21日発足したのですよね。それで、新しい委員会、たまたま 教育委員長さんも教育長さんも同じということなのですけれども、組織として違っているもの がありますよね。そこの組織がこの今までの進め方に不備があったのならば、それをこの委員 会が認めることはあってしかるべきではないかと思うのです。

その上で、僕は「ああそうだったのだと。それだったらこういう不備があったかもしれないと」。それを認めた上で、これから委員会ではそんなことはないようにしましょうという反省に立った上で、次の段階に行けると思うのでね。ですから、そういうことで、次のところに行きたいと思います。

それで、このところの下段ですけれども、学校教育環境審議会、それが3回済んでいるにもかかわらず、なぜこの場でしたのかという、さっきの絡みなのですけれども、もっと内容があるのでないかという、これはあくまでも僕の疑いなのですけれども。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 疑いも何もなくて、学校教育環境審議会の設置の理由というのは御承知されていると思いますけれども、給食センターの基本構想はそれだけではないと。地震の後には、いろいろな災害復旧工事は完了しておりましたけれども、やはり減災とか防災に対する意識がかなり社会現象として強くなってきている。それから、美里町内の学校施設についてももう40年を過ぎている施設が多いので、やはりその影響で震災による影響が多かったというのが否めないのですね。それから、少子化現象も踏まえて考えいくと、美里町全体の教育環境がどうあるべきかという部分については、今まで全然協議してきていない訳ですね、教育委員会でも。ですから、それをきちんと協議すべく、環境審議会というもので審議していただくということが必要なのでないかというのが設置目的だったのですね。

ですから、給食センターの基本構想の部分をその審議会のほうで含めてやっていただきたい という部分について、意図的にしたわけではなくて、教育環境施設というのは一体どういうふ うな施設をいうのかという大きなテーマもあったわけですね。

ですから、給食センターの基本構想、それは1つの教育委員会としてのけじめですかね、あるのがいいのか、この構想があればそれに向って進めていくわけですよね、仕事を。ですから、あるのがいいのかないのがいいのかという議論にも当然なるのです。ないほうがいいというこ

との結論だから、今回返してくれということを2回申し入れしているわけです。その反省に立っているわけです。

○3番委員(後藤眞琴君) それで、それはその説明は前にも教育委員会の中で次長さんがされて、議事録で自分なりに理解していますけれども、それを踏まえた上で、この学校教育環境審議会の条例をつくったときに、そのときの説明に、条例をつくったときにその何でその審議会が必要なのかという説明の資料をもらったのですけれども、ちょっとそれを読んでみると、そこには条例の理由は、こう書いてあります。条例は6月26日に前町長の佐々木功悦さんが出してあります。理由としては、美里町の学校教育環境の充実を図るためというのが理由です。そうすると、学校教育環境というのを同様にどこかの問題がありますけれども、これは当然給食施設も入るということですね。それで、次に、この平成24年8月21日、これは教育委員長さんが美里町学校教育環境審議会委員長への諮問をお願いしている。そのときに、ここに書いてあるのは、「子どもたちの助け合いや競い合いの中で形成される社会性と生きる力の育成、それから基礎的学力を身につけるための教育環境全般の充実、整備が喫緊の課題であります」。これ、喫緊の課題って言っていながら、さっき言いましたように、3回開かれているときに、この審議会の答申を待たないで、2度目の再提出をしているわけですよね。そうすると、この具体的な方策、基本的な考え方、そうするとその辺のところの少なくとも、僕みたいなわからない人間がこの残っている書類だけで見ては、どうしても納得がいかない。

この点検で、僕なりの解釈で、あといろいろと御批判していただければと思うのですけれども、これみんな先ほどから言っています吉田さんがつくられた資料によっている。これ、平成22年1月1日にパブリックコメントをまとめた案が出されたわけですよね。それから、「ひょう窃の問題」が出てきて、それで訂正、修正するわけなのですね。それで、教育委員会は、最初は平成22年11月9日に臨時会を開催して、書き直すと。ちょっとすいません戻りますが、この平成22年10月18日に、美里町教育委員会は引用については許容範囲内で問題ないと。二宮町の了解も得られたと。こう結論づけているのですね。その後、11月9日は臨時会を開催し、書き直すことが適切だと。「ひょう窃」を認めたということですけれども、これ、小保方さんの問題なんかも今出ていますように、ひょう窃というのを認めたということは撤回しなければならないことなのですよね。あれ、小保方さんは3年前に出した博士論文が今問題になっています。20ページにわたって、何のただし書きもなく、それをこれ吉田さんのほうでは認めたということは、認めた意味、内容というのは、認めたということは自分たち悪いことをした。人のものを盗んだと。だから、これは当然撤回すると。ここで僕の比喩を使って申しわけないので

すけれども、僕がスーパーとかで万引きしたのが見つかったら、それでは返せばいいのだと。 これ、まさに教育委員会はそれに類似したような対応をしているのでないかと。

もう一つ比喩を使っていくと、カンニングですか、子どもを担任が見つけたとしたら、その 見つかった子どもが先生に、「カンニングした部分は点数に入れないで、後で自分の答えを書 くから」と言えば、何の反省もないのです。それで、認めてないからこそ、このひょう窃した 部分を書き直せばいいのだと。こういう態度を一貫してとってきたのですよ。それで、こうい う何で矛盾したことを教育委員会が一生懸命考えるのか。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) それは違うと思いますけれども、いいですか、委員 長さん。

先生がおっしゃることは最もだと思います。ひょう窃の部分についても前の委員長は議会でお詫びしているのですよね。当時の委員はここにいらっしゃいませんからね、誰もね。組織的はそうです。

- ○3番委員(後藤眞琴君) 認めたということは、さっきの内容だと僕は思うのですよ。そうすると、パブリックコメントを求めた内容、これ町民に求めたのですね。町民には何のお詫びもないですよね、謝罪が。その辺のところで修正して、また提案すると。それを回収して、また出すと。それは一貫して、この自分たちがどういう案をつくったのか考えていない。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) だから、おかしいから返してくださいという結論な のですよ。

それを全部お話しするとなれば、この書類があるだけ話をしなければならないです、これ全部。ですから、先生のように今おっしゃっていることはもっともだと思うのですけれども、一つ一つの結果があって、一つ一つ流れを汲んでいて、的を射ているのです。先生のおっしゃっているところは。でもその答えはイエスかノーかで答えてしまうと単純な答えになってしまって、その経過の部分はこれだけ凝縮されて詰まってきているので、その中には「よりよい学校給食を進める連絡協議会」の方たちの懇談会とか、そういったことの反省に立っているのかと。それからひょう窃の部分はどう思っているのだと。何回も教育委員会は間違いと言ったのです。そういった部分の御指摘は何度も頂戴してまいりました。それを踏まえて、やはりこれは教育委員会としては、もう学校給食センターそのものを、基本構想そのものについてはやはり戻してもらいたいと。いろいろな経過があるので、それを返却いただきたいと。それが結論なのです。

○3番委員(後藤眞琴君) その結論にはそれだけに終わらせますと、今まで教育委員会がとっ

てきた態度、このひょう窃問題に対する態度、それからそれをどう認めているのか。そこを曖昧にしてしまい、返してもらってという形じゃなくて、僕はこの新しい委員会ができて、こういう僕みたい委員が疑問を出して、そしたらやっぱり今までの教育委員会が至らないところがあったということを、それをどういう形に文章化するか別にして、この町長さんに次にこの依頼をするときに返してください。そこの部分をきちんとこの教育委員会が認めた上で、それでしかもその審議会の答申も出たことだという形で説明すれば、町長さんも、こういうことかということで少しは納得してくれるのでないかと思うものを、そこをなくして答申が出たから返してくださいというのでは理解を得にくいかなと。

- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 答申が出たから返してくださいではないのですね。 これ、答申が出る前から返してくださいと言っているのです。
- ○3番委員(後藤眞琴君) その理由が答申を踏まえてというのがあるのですよ。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 答申を踏まえて考えていかなければならないという ことも1つの理由ではありますけれども、ただ、答申が出たから返して、見てから返してくだ さいというのではない。もともと基本構想の部分については、先生おっしゃるように、この教 育委員会としては平成24年12月に出したのが3回目に提出したものだけが残っているわけです よね、町長のところには今現在。ですから、その部分については、前に出したものと何ら変わ っていない、中身的には。ひょう窃した部分を修正しただけにしかなっていないわけですよ。
- ○3番委員(後藤眞琴君) そのときのひょう窃の部分はうやむやになっているのですよ。ここの教育委員会が、「これはひょう窃だ」ごめんなさいと、教育委員会でこうやって認めるべきだと。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) わかります。わかるのですけれども、いま後藤先生がおっしゃるのは、もっともな話だと私も理解はするのですけれども、今回、再三3回目ですよね、返却の申し出をする部分、それをひょう窃の問題等々まで踏み込んで書いたほうが、反省に立った上で返してくれという文言を入れたいという先生の御意向に受け取れるのですが、そうですよね。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 入れたいのでなくて、入れなければならないと思うのです。「したい」とかいうものではなくて、それは僕、教育委員会のあるべき姿でないかと思うのです。今まで間違って、新しい教育委員会がもう一度見直してみたら、こういうところが基本的におかしかったのでないかと。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 私と後藤委員さんだけの話になっていて、本当に申

しわけないのですけれども、教育委員会でそれをしたとしても、随分先の部分までの反省に立った部分の過去形をここで反省をして、教育委員会の組織としてそれを示せということですよね。ただ、私が申し上げたいのは、教育委員会がつくり上げた基本構想の前段となった部分で、学校給食の再編審議会というのがあったのですね、一番最初に。その部分からいただいた答申という部分については尊重しなければならないだろうと。これは教育委員会の意思とは別ですから。皆さん考えてくださいということでいただいたものがありますので、それの趣旨は尊重していかなければならないということだけは、忘れてはならない部分だろうなと思っています。ですから、それをもとにつくり上げた基本構想の部分、ある一部分かもしれません。でもそれは今後も活用といいますか、必要なときにはそれを利用させていただく部分が出てくるのだろうなというふうには思っています。

- ○3番委員(後藤眞琴君) 僕はそういったひょう窃した部分はやっぱり修正すればいいだろう という発想に直結していって、反省がないのでないかと。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長さん、私がここで後藤委員と言い争いをして も仕方ないので、委員の皆さん方とそれは協議をする部分だとは思いますので、事務方として、 今これまでお話しさせていただいた部分については、立場の違うところから私も見ていた部分 もありましたので、つくづく感じております。ですから、今回、先ほども申しましたように、 協議の中で触れていますけれども、まだ返していただいていないのだと。

ですから、これは「よりよい学校給食を進める連絡協議会」の皆さんからも早く返してもらうようにという提言も頂戴していますよと。ですから、早めにその内容をつくり上げて、返却を求めたいというふうな部分の再確認の部分でしていかなければならないと。

ですから、今後どういうふうな文面にするかという部分については当然、委員の皆さんで協議をしていただきながら、返却を求めなければならないと思うわけです。ただ、ここにまだ委員の皆さんには配付はしていなかったのですが、返却するための依頼文書の素案という部分はあるのです。その中では、これまで二度にわたって、その理由を示した部分と何ら変わっていませんので、その部分については改めて審議をいただければというふうには思っています。

○3番委員(後藤眞琴君) 1つだけ、「よりよい学校給食を進める連絡協議会」これだけでは 今までの経過をわかっている人は、意味内容を読み込むことはできるかとは思うのですけれど も、今次長さんのお話では、これは連絡協議会からも返却の願いが出ているからするのだとい うのでは、やっぱり筋が立たない。論理的な説明できないのではないかと思います。この連絡 協議会がこういうわけで、こうなっているのだからというのは、このことを次長さんはよく御 理解だとは思うのですけれども、これだけ読んだだけでは、かなり失礼にも読めるのですよね。

ちょっと読ませていただきますね。「貴委員会は、平成24年12月に町長に提出した美里町小牛田地域学校給食センター基本構想(以下「基本構想という」)について、昨年末に二度にわたってその返却を依頼されましたが、いまだに返却されておりません。教育委員長は重ねて返却を求めていく旨を議会で明言されておりましたが、この間町長が交代されました。また、教育委員の交代がありました。ついては、改めて教育委員会の意思を御確認の上、基本構想の返却を新町長に依頼されるよう、提案いたしますので、早急に対応されるようお願いします。」これ、何で返却しろと言っているのか、これだけ読んだだけでは全然わからない文章ですよね。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) この文章だけで見ればそうかもしれませんが、教育委員会として、この文章はお預かりしたものでございます。この団体は、最初に基本構想を町長に建議という形で提出したときに、基本構想の撤回を求められた団体でありまして、4,000筆の署名をいただきながら、議会のほうに陳情があったというふうな団体でございます。その中身については、説明責任というのは全部果たせるのかという部分に対しまして、結局は基本構想に対するきちんとした説明責任まで至っていないというふうに、私は思っていたのですね。 先ほど申し上げましたように、これは提言であり教育委員会で求めるようだけれども、もう1回やったらいいのでないかのというふうな私は読み取ったのですね。2回もやっているのだけれども、返してもらっていないと。

ですから、もともと教育委員会では意思決定しているのが、返却がいただけなかったから、 2回目もやったと。2回目でもだめだから、結局委員長は議会でこのとおり、返却いただける ように努力してまいりますということを言っているので、何度も何度もそのお願いするつもり では教育委員会としてはいたわけですね。ただ、その理由も同じように2回も理由を付してい ますけれども、その3回目も同じ理由でいいのかどうかという問題もございますし、その前段 に立った協議を本日していただいているので、そこに提言をいただいたというふうに思ってい るわけです。

- ○3番委員(後藤眞琴君) としますと、この連絡協議会というものは、今までの学校給食基本構想についての教育委員会の態度にかなり不信の念を持っていると。それは僕が先ほどから言っておりますパブリックコメントを求めたものがひょう窃の問題も含めて、これは全部教育委員会のあり方はおかしいですよと。そういう前提に立った上で、あれはやはり返してもらったほうがいいですよということの含みで読んでよろしいわけですよね。
- ○教育次長兼教育課長(大友義孝君) 私はそう感じています。

- ○3番委員(後藤眞琴君) とすると、僕はやっぱり教育委員会としてはパブリックコメントを 求めたものでひょう窃の問題もきちんと教育委員会としての対応を明確にするものをお願いす るときに、文章化してお願いするということでしたら、僕はこれは三度目の場合は、もろ手を 挙げて賛成をします。以上です。
- ○委員長(佐々木勝男君) はい、ありがとうございました。成澤委員、いいですか。
- ○2番委員(成澤明子君) 後藤委員さんは、返却依頼は賛成だと。けれども、返却を求める理由としてこれまでの教育委員会のやり方を反省する一文を付して、そして返却を求めなさいということなのでしょうか。
- ○3番委員(後藤眞琴君) はい、そうですね。少なくともこの基本構想に対しては。
- ○2番委員(成澤明子君) はい、お話でわかりました。
- ○委員長(佐々木勝男君) 成澤委員は返却を求めるということで、そのことはいいですか。
- ○2番委員(成澤明子君) そうですね。私も途中からかかわってきたわけですけれども、これまでの教育委員の先輩の皆さんは、いろいろ協議しながらここまで進めてきたのだと思いますけれども、その理由を付してというところはまだちょっとはっきりは言えませんけれども、返却を求めるということはやっぱりすべきではないかとは思います。
- ○委員長(佐々木勝男君) 教育長のほうからは何か、よろしいですか。
- ○教育長(佐々木賢治君) 返却を求めるということは何ら変わりありませんが、後藤委員さんもそのほうに賛成いただいたということを大変ありがたく思います。1回目、2回目と、理由ですね。ほとんどいじってはいないのですが、それなりの1回目と2回目の理由が違ってもこれまたおかしいという、そういう話し合いもたしかこの場でされました。ですから、3回目もその理由等については、町長さんかわったから理由変わったのではおかしいですね。ですから、1回目、2回目の理由でまたお願いをしてほしいという考えでいます。
- ○委員長(佐々木勝男君) 教育委員会としては、再度この返却については確認して、その返却を再々依頼するという本日の協議でございますので、各委員のほうからは返却を求めるということで御意見をいただいております。理由については、いろいろ出されましたけれども、1回目も2回目も3回目も全部理由が異なるということでは、非常に教育委員会としても十分その辺もことは疑われるような状況にもなるわけでございますので、そういうことで返却については求めると。その理由については、前に出したところが明示されると思いますので、その辺を御了解いただきたいと思います。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 1回目と2回目の理由を読ませてもらったのですけれども、1回目

はその審議会の絡み、2回目は説明してあって継続性というものはそんなに感じられないのです、少なくとも。ですから、3回目のときにはまた新たに、今までの反省の上に立って、審議会の絡みでということで何ら矛盾は来たさないと思うのです。以上です。

○委員長(佐々木勝男君) はい、では御意見としていただいて、内容、提出の時期とか、そういうことについては、本日の協議の中に入っておりませんので、本日は先ほども申し上げましたように、返却を求めると。再々依頼するというものであるということで、そのことを確認ということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

- ○3番委員(後藤眞琴君) その理由については改めて協議すると。
- ○委員長(佐々木勝男君) はい。それでは、時間大分かかりましたけれども、協議事項の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について、あわせて日程第16の美里町小牛田地域学校 給食センター基本構想の取扱いの(提言)についてのことを含めて、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。よろしくお願いします。

日程第17 美里町教育委員会職員の人事異動について

- ○委員長(佐々木勝男君) 次に、入ります。日程第17、美里町教育委員会職員の人事異動について、事務局のほうから。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) では、まず町の職員関係の異動でございますが、別紙のように平成26年4月1日付で異動をするということでございます。左側が転入者、右側が転出者ということで、私も含めて内示ということに出ておりますので、御確認をお願いしたいと思います。これは教育委員会にかかわる正職員のみですが、非常勤職員さんと臨時職員さんの異動もございます。新たな方にお願いしている部分もございまして、この人数が100名ほどおりますので、これはお渡ししませんでした。各学校、それから給食センター、幼稚園等にお願いする方たちもいらっしゃいますので、あとは配置先を全て一覧表でつくることにしていますので、それはできましたら委員の皆さんに配布をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、教職員の関係で、教育長さん。

○教育長(佐々木賢治君) 町関係でここに三浦先生おいでなのですが、学校教育専門指導員並びに青少年相談員、2つの役の兼任辞令をお願いしている三浦先生が今月末31日末をもって御退任されます。3年と40日だったでしょうか。大変美里町の学力、体力向上等々では美里町の不登校等、生徒指導上の問題等々の分析、対策等をやっていただきました。本当にありがとうございました。

後任に、4月1日付で、辞令をお渡しする予定でございますが、2年前小牛田小学校校長を 退職されました佐々木勝基様、現在北部教育事務所の社会教育指導員をやられております。今 月末で向こうも退職され、4月1日からは美里町の教育委員会でお仕事をしていただくと。中 埣の方であります。後藤先生も御存知かもしれませんが、お知らせしておきたいと思います。

それから、学校教職員の人事ですが、お手元に配付しましたプリントのとおりでございます。 これは管理職も出ていますね。校長、教頭も出ております。転出が30名ほどございます。これ は新聞等にも発表になっておりますが、あとで見ていただきたいと思います。

なお、町内異動もありますので、町内異動は除いた転入職員を対象に先ほど事務局が行事予定でお話しましたけれども、4月3日、南郷庁舎の多目的ホールで宣誓式ございます。そのときに各校ごとに紹介がありますので、その際に名簿を別につくりますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、この名簿ですね、個人情報なものですから、取扱い注意でお願いします。以上です。

- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、日程第17の人事異動について御説明いただきました。本日おいでになっている三浦 満先生、3月31日までということでありますので、突然ではございますが、次回以降皆さんと顔を合わせる機会がちょっと得られませんので、本日、これまでのことで本当に御労苦申し上げましたけれども、先生の御退任の御挨拶ということで、一言いただければと思います。
- ○学校教育専門指導員(三浦 満君) 本当に大変お世話になりました。教育委員長さんから、お話しを受けたのが2月14日ぐらいですかね。その1週間後から勤務ということで平成22年度は40日ですね。2月から3月までですから。そしてあと平成23年、24年、25年と3年間ですね。大変お世話になりました。特に教育長先生には、いろいろと御指導をいただきまして、私なりに頑張れたと思います。ただ、それがなかなか学校には反映できなかったのかなという感じもします。幼稚園は、大分変わったと思います。特に指導案の書き方が変わりましたし、あとは全身を使った遊びをしなさいということでずっとやってきましたので、それを着実に園長先生方がやってくれているということは大変うれしいと思います。ですから、小学校の低学年は多

分、ここ数年は全国並みの体力でそういう数値が出てくるのかなと思っております。

やっぱりいじめはないとはいうものの、全くないわけではないので、それが絶滅というか、 本当にそういう状態になることを祈っておりますし、あとは不登校ですね。小学校ではないの ですが、中学校になると不登校がふえてくるということで、ただ、それをある中学校では不登 校をなくしました。これは職員の結束力がそういうふうにさせたのかなと思います。ですから、 ある学校もその辺のところをやっぱり校長が陣頭指揮をとらないとだめなのです、学校は。で すから、校長が陣頭指揮をとってやる学校は変わります。そういうふうなところを次の方にも お願いしたいと思います。

本当に3年と40日、大変お世話になりまして、ありがとうございました。

○委員長(佐々木勝男君) ありがとうございました。先生、4月以降はまた新たなところを考えると毎日の生活がまた潤ってくるかと思いますので、どうぞ御健康に留意されて、お過ごしいただければと思います。

なお、私どもの教育委員会のほうにいろいろな形で今後とも御指導、御助言いただければ大変ありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

- ○3番委員(後藤眞琴君) 知り合ったばかりで、大友課長さんもいなくなるし、本当に残念でなりません。こういうものは何とかできないものでしょうかね。本当に残念です。
- ○委員長(佐々木勝男君) 御意見ありがとうございます。
 - 日程第18 教育委員会制度の改革に関する与党合意について
 - 日程第19 漫画「はだしのゲン」の配架に係る調査に対する要請
 - 日程第20 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することを求める請願
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、ちょっと時間も延長しておりますので、手短にお願い申 し上げたいと思いますが、日程第18、教育委員会制度の改革に関する与党合意について。
- ○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 委員長、済みません。時間も大分押してきましたので、日程18、19、20を一括して御説明申し上げてだめでしょうか、お願いしたいのですが。
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、一括して日程第18、日程第19、日程第20については一括 して御説明お願いいたします。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、事前に皆様方にお配りしているものでございます。

まず、教育委員会制度の改革につきましては、今報道機関等でいろいろ行われていまして、 国会のほうでも審議されております。教育委員会がこのように変わるということの情報が入っ たものですので、皆様方に事前にお知らせしたものでございます。これについてはまたゆっく りと目を通していただければと思います。

なお、ここの1ページ目に書いてあるとおり継続性、安定性の確保から法律の施行の際でも 現に在職している委員長、教育長についてはその任期が満了するまで従前の例によるというこ とですので、すぐに変わるわけではないということですので、そのようにお考えいただきたい と思います。

また、日程第19、20については、宮城県教職員組合のほうから請願と要請というもので出されております。添書のほうには回答をいただければ幸いですとありますけれども、いつまで回答を求めるとかそういったものが書いておりませんので、教育委員会の委員の皆様方にこういった要請と請願があったということをご認識していただき、こちらのほうにもお目通しをお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いします。

- ○委員長(佐々木勝男君) 念のために確認させていただきますが、日程第18、その他もそうなのですが、その他の日程16からについては、特に協議するということではないということでございますので、お知らせというようなことになろうかと思いますので、御了解いただきたいと思います。
- ○2番委員(成澤明子君) 済みません。1つ、「はだしのゲン」のところでいいですか。 新しい歴史教育をつくる会宮城県支部が2月に県内市町村議会や教育委員会に対して、撤去 についての要請というのをやっぱり実際にあったのでしょうか。「はだしのゲン」の要請は文 書とか何かで来ているのでしょうか。
- ○教育長(佐々木賢治君) 文書で来ていますが、それについて撤去したとかそういうことは聞いておりません。
- ○2番委員(成澤明子君) あとはありません、ありがとうございます。
- ○教育長(佐々木賢治君) 北部管内では全くありません。
- ○2番委員(成澤明子君) ありがとうございます。

日程第21 小中学校の入学式及び幼稚園入園式の出席者について

○委員長(佐々木勝男君) それでは、日程第21の小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者に

ついて、割当表がございますので、こちらのほうを、補足説明をしていただくとありがたいと 思います。では、入学式及び入園式の出席者の一覧表について、説明をよろしくお願いします。

- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、きょうお渡しした部分でございますけれども、 日程でもお話したとおり、入園式、入学式が行われます。 4月8日が中学校、4月9日が小学校、4月10日が幼稚園でございます。事務局のほうで去年の割当、もしくは3月に行いました卒業式の割当を勘案しまして、このような案を組ませていただきました。卒業式と同じような学校にならないようにとかそういった部分の調整をさせていただいておりますので、この点につきまして、御都合が悪いとかありましたら申し上げていただければありがたいなと思っております。以上でございます。
- ○委員長(佐々木勝男君) この日程一覧で委員の皆さん方、よろしいでしょうか。 (「はい、大丈夫です」の声あり)
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) よろしいでしょうか。あと挨拶の原案については、白い 封筒に入れさせていただいておりますので、よろしくお願いします。
- ○委員長(佐々木勝男君) そうすると、お二人がいるところは話し合いでお願いします。 皆さん譲り合いの精神が出てまいりましたので、よろしくどうぞお願いします。この日程で よろしいということでございますので、あとは各学校に御報告いただければと思います。

日程第22 平成26年4月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ○委員長(佐々木勝男君) 次に、日程第22、平成26年4月美里町教育委員会定例会の開催日についてということで、次回の開催日の予定でございますけれども、諸々の事情がございまして、4月18日か21日と一応は考えているのですが、いかがでしょうか。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 18日は何曜日ですか。
- ○委員長(佐々木勝男君) 18日は金曜日になります。
- ○2番委員(成澤明子君) 18日はいいです。
- ○4番委員(佐藤三昭君) 私も18日は大丈夫です。
- ○3番委員(後藤眞琴君) 僕も大丈夫です。
- ○委員長(佐々木勝男君) それでは、4月18日金曜日1時半、南郷庁舎で行います。 それでは、以上で議事日程については一切終了でございますけれども、ほかにございません か。

(「はい」の声あり)

それでは、以上で平成26年3月教育委員会定例会を終了することにいたします。 御協力ありがとうございました。長時間にわたって本当にありがとうございました。

午後5時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 4月18日

委 員 長

署名委員

署名委員